



医療法人治久会
病児・病後児保育事業

もみくんち

8月19日(月)開設!

病児・病後児保育事業「もみくんち」は、病中または病気の回復期にあるお子さんを、仕事等の都合のために家庭で保育できない保護者にかわって、医療機関などに併設された施設で保育士と看護師が医師と連携をはかりながら、一時的にお預かりする事業です。

■対象となるお子さん

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①高知市に住所があること
- ②保育園等に在籍しているお子さん、または小学校1～3年生までのお子さん
- ③病中または病気の回復期で集団保育が困難であり、かかりつけ医から利用に支障がないと判断されたお子さん
(利用申請書裏面への記載がある方)
- ④保護者が勤務等の都合で、家庭で看護することが困難なお子さん

■開設日時

月～土曜日 8:00～18:00
(予約受付可能時間も同じ)

■定員 6名

■利用料(日額)

2,000円・1,000円・0円

※利用料は、保護者等の課税状況に基づいて決定します。

※お昼のお弁当は持参してください。

病児・病後児保育事業 もみくんち

〒780-0945 高知市本宮町101-1 2F

TEL・FAX 088-849-2184

医療法人治久会 もみのき病院

〒780-0952 高知市塚ノ原6-1

TEL 088-840-2222

FAX 088-840-1001





病児・病後児託児事業

もみくんち

ご利用案内

こどもが病気！
困った！ 仕事どうしよう！
病気は良くなっているけど、まだ登園、登校できない！

ご利用方法 (①→②→③→④)

- ①病児・病後児託児事業に**利用登録**を行う
- ②**かかりつけの小児科**で**利用申請書**に記入してもらう
- ③**利用希望日の予約**をする（当日急なご利用の場合は、もみくんちへご相談下さい）
- ④**利用申請書**に必要事項を記載し、利用の際に持参する

◎利用登録について

病児・病後児託児事業の利用は**事前登録**が必要です。年度ごとの登録が必要となり、一度登録を行うと3月まで有効となります。

利用登録用紙は市内の小児科、市役所子育て支援課、もみくんちにて配布しております。

インターネットの高知市ホームページ、子育て支援課よりダウンロードも出来ます。

記入後、市役所子育て支援課へ持参、又は郵送して下さい。

原則、事前登録が必要ですが、急な利用の場合は当日の登録でもご利用頂けます。

◎利用申請について

利用申請書は、表面は利用者のご記入、裏面はかかりつけ医の記入欄になっております。

かかりつけ医の受診の時に申し出て、医師に必要箇所を記載してもらってください。

利用申請書の担当医の記入がない場合にはご利用頂けないことがあります。

記載事項を確認の上、利用当日に もみくんち へお持ちください。

もみくんち ご利用される方へ

～開設日時～

月曜日～土曜日 8:00～18:00

予約受付時間も同じ時間帯で対応させていただきます。

～利用料金～

利用料は、保護者等の課税状況に基づいて、高知市が決定します。

日額 2000円～0円 利用当日 もみくんち でお支払いください。

～持参していただきたい物～

- ①記入済みの利用申請書 ②薬剤情報提供書（お薬手帳）
- ③お着替え一式（発汗、排泄物で汚れたときの更衣用）
- ④紙おむつ ⑤お尻拭き ⑥フェイスタオル2枚 バスタオル1枚
- ⑦ビニール袋（更衣した衣類等入れる） ⑧お弁当
- ⑨おやつ ⑩哺乳瓶 ⑪ミルク、冷凍母乳 ⑫はし スプーン等
- ⑬水分補給（好きな飲み物） ⑭お気に入りのおもちゃ等



ご不明な点や詳細はお電話いただければ、

担当者がご説明させていただきます。

〒780-0945

高知市本宮町 101-1 医療法人治久会
病児・病後児保育事業 もみくんち

8:00 ～ 18:00

TEL (088) 849-2184

電話が繋がらない場合は

TEL 070-6465-6102 へおかけ直し下さい